## 長野市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、労働者が知り得た労務提供先の違法な行為等に関し、公益通報者保護法(平成16年法律第 122号。以下「法」という。)の規定に基づき行われる公益通報について必要な事項を定めることにより、労務提供先の法令遵守を指導し、及び推進し、もって市民生活の安定と社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1) 労働者 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第9条に規定する労働者 (長野市内部公益通報に関する要綱 (平成25年長野市告示第 152号) 第2第1号に規定する職員を除く。)をいう。
  - (2) 外部公益通報 労働者が法第2条第3項に規定する通報対象事実(以下「通報対象事実」という。) に関し、当該通報対象事実について処分、勧告等を行う権限を有する市の機関に対して行う同条第1項に規定する公益通報をいう。

(通報の受付窓口)

第3 外部公益通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務部庶務課 に置く。

(通報等の受付)

- 第4 外部公益通報は、書面又は面談により行い、通報者は、原則として氏名等を明らかにするものとする。
- 2 通報窓口は、通報者が外部公益通報の内容に関係する労務提供先と雇用関係にあること、かつ、その内容が真実であると信じるに足りる相当の根拠を示されたときは、当該外部公益通報を受け付けるものとする。この場合において、通報窓口は、通報者に対し、通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。
- 3 通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、通報内容に関係すると認められる課と協議の上、当該外部公益通報について、市の機関が処分権限を有する場合にあっては処分権限を有する課(以下「所管課」という。)の決定を、市の機関が処分権限を有しない場合にあっては処分権限を有する行政機関の特定を行うものとする。
- 4 通報窓口は、前項の規定により所管課の決定を行った場合においては、当該外部 公益通報を所管課に引き継ぐものとする。ただし、通報者の氏名及び通報者を特定 できる情報は、通報者本人の同意がある場合を除き、開示しないものとする。
- 5 通報窓口は、第3項の規定により処分権限を有する行政機関の特定を行った場合においては、通報者にその旨を教示するとともに、当該外部公益通報に係る処分権限を有する行政機関に必要な資料等を添えて通知するものとする。ただし、当該処分権限を有する行政機関に通知するに当たっては、通報者の氏名及び通報者を特定できる情報は、通報者本人の同意がある場合を除き、開示しないものとする。

(通報内容の調査)

- 第5 所管課は、第4第4項の規定により外部公益通報を引き継いだときは、直ちに 調査を開始するものとする。
- 2 所管課は、前項の規定により調査を開始したときは、通報窓口を通じて(通報者の氏名及び通報者を特定できる情報が通報者本人の同意により所管課に開示されている場合にあっては、直接。第6第2項において同じ。)その旨を遅滞なく通報者へ通知するものとする。ただし、通報者本人が通知を希望しない等の特別な理由がある場合(以下「通知を希望しない場合」という。)は、この限りでない。
- 3 所管課は、通報者の労務提供先に通報者を特定されないように配慮しながら、通報対象事実の有無その他の事項について、必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。
- 4 第4第3項から第5項までの規定は、調査開始後において所管課に処分権限がないことが判明した場合について準用する。

(処分、勧告等)

第6 所管課は、第5の規定による調査の結果、通報対象事実が存することが判明したときは、通報者の労務提供先に対し、直ちに処分、勧告等を行うとともに、その旨を通報窓口を通じて通報者に通知するものとする。ただし、通知を希望しない場合は、この限りでない。

(相互協力等)

- 第7 通報内容に関係する所管課が複数ある場合においては、各所管課は、連携して 調査を実施し、第6第1項に規定する処分、勧告等を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、通報者に対する通知は、通報窓口が行うものとする。ただ し、通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 市の機関は、他の行政機関から外部公益通報について協力を求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(措置等の公表)

- 第8 市長は、第6第1項に規定する処分、勧告等を行ったときは、公益上の必要がある範囲において、通報対象事実を公表するものとする。
- 2 市長は、外部公益通報の件数、主な内容について、氏名等通報者が特定できる情報を除き、毎年度公表するものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。